令和5年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第7号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則(令和3年岩手県規則第80号)の一部を次のように改正する。

	1 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	改正前
1	(環境性能割の課税免除を受けることができる者)
	第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める
	者は、次の各号に掲げる自動車(法第145条第3号の自動車
	に限る。以下この条において同じ。) の区分に応じ、それ
	<u>ぞれ当該各号に定める者</u> とする。
	(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規
	<u>定する自動車 当該</u> 自動車を譲渡した場合で使用者の変
	更をするときに係る <u>同法</u> 第12条の規定による登録をした
	者

- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法 の規定による自動車検査証記録事項(同法第58条第2項 に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。) の変更(当該自動車を譲渡した場合に限る。)をした者 若しくは自動車検査証の返納をした者又は道路運送車両 法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定による軽 自動車届出済証の記載事項の変更(当該自動車を譲渡し た場合に限る。) をした者若しくは返納をした者
- (環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 「略]

2 • 3 [略]

4 前項第1号の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課 4 前項第1号の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課 税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けよ うとする自動車が次の表の左欄に掲げるものに該当すると きは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める書類を添付しなければならない。

自動車	書類
1 身体障害者等(	<u>(1)</u> [略]
条例第98条第1項	(2) 次のいずれかの書類
第2号に規定する	ア 通学、通所、通院又は通
身体障害者等をい	勤に使用する場合にあって
う。以下同じ。)	は、その事実を証明する書
のために当該身体	類であって別に定めるもの
障害者等と生計を	イ 生業に使用する場合にあ

改正後

(環境性能割の課税免除を受けることができる者)

第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める 者は、次のとおりとする。

- (1) 環境性能割の免除を受けた自動車を譲渡した場合で 使用者の変更をするときに係る道路運送車両法(昭和26 年法律第185号) 第12条の規定による登録をした者
- (2) 軽自動車税の環境性能割の減免を受けた三輪以上の 軽自動車に関し、道路運送車両法第67条の規定による自 動車検査証記録事項(同法第58条第2項に規定する自動 車検査証記録事項をいう。以下同じ。) の変更(当該軽 自動車を譲渡した場合に限る。)をした者又は同法第69 条の規定により自動車検査証の返納をした者

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 「略]

2 • 3 [略]

税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けよ うとする自動車が次の表の左欄に掲げるものに該当すると きは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める書類を添付しなければならない。

自動車	書類
1 身体障害者等(	[略]
条例第98条第1項	
第2号に規定する	
身体障害者等をい	
う。以下同じ。)	
の通学、通所、通	
院、通勤又は生業	

一にする者が運転	っては、使用する理由及び		<u>の</u> ために当該身体		
する自動車	使用状況を記録した書類		障害者等と生計を		
			一にする者が運転		
			する自動車		
2 身体障害者等の	(1)・(2) [略]		2 身体障害者等の	(1) • (2)	[略]
みで構成される世	(3) 運行状況を記録した書類		みで構成される世		
帯の身体障害者等	(常時介護する者が、申請者		帯の身体障害者等		
のために当該身体	のために少なくとも1年以上		の通学、通所、通		
障害者等を常時介	の期間にわたり1週間のうち		院、通勤又は生業		
護する者が運転す	3日以上運転を現に行い、又		<u>の</u> ために当該身体		
る自動車	は行う見込みがあることを1		障害者等を常時介		
	週間を単位として記載したも		護する者が運転す		
	<u>のに限る。)</u>		る自動車		
	(4) 1の項の(2)に掲げるい				
	<u>ずれかの書類</u>				
~8 [略]		5	~8 [略]		

与 以正即刀は、下豚の印入

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。